

平成28年度 指名停止措置状況

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数			
1	株式会社中村土木建設	東海市大田町松崎331番地1	H28. 5. 27	H28. 9. 26	4ヶ月	株式会社中村土木建設は、平成21年3月1日から平成27年11月9日までの複数回にわたり、経営事項審査を受けずに、その間に複数の公共工事（建設業法施行令第27条の13に規定する工事）の請負契約を締結していた。このことが建設業法第27条の23第1項に違反するとして、中部地方整備局長は平成28年3月29日に同社に対し営業停止命令を行った。	-	要領第4条第1項（別表第3-5）
2	瀧上工業株式会社	半田市神明町1-1	H28. 10. 14	H29. 4. 13	6ヶ月	瀧上工業株式会社の東京支店長及び使用人が、国土交通省中部地方整備局の職員に対する贈賄容疑で平成28年9月30日に逮捕された。	国土交通省 中部地方整備局	要領第4条第1項（別表第2-2ア）

平成28年度 指名停止措置状況

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数			
3	株式会社トーエネック	名古屋市中区栄一丁目20番31号	H28. 11. 25	H28. 12. 24	1ヶ月	<p>株式会社トーエネックが元請として請け負った愛知県海部郡飛島村内の太陽光発電設備設置工事において、平成27年9月2日、倉庫屋根上で太陽光パネルを設置するなどの作業中に請負人の労働者1名が墜落し死亡する事故が発生した。</p> <p>この件について、労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、必要な措置を講じていなかったとして、同社及び同社の使用人が労働安全衛生法違反により公訴を提起され、平成28年6月24日に津島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。</p>	-	要領第4条第1項（別表第1-8）
4	開成工業株式会社	熊本県熊本市北区植木町石川450-1	H28. 12. 9	H29. 6. 8	6ヶ月	<p>開成工業株式会社の元東北営業所長（現広島営業所長）が、農林水産省職員への贈賄容疑で平成28年11月28日に逮捕されたことによる。</p>	農林水産省 東北農政局	要領第4条第1項（別表第2-3）

平成28年度 指名停止措置状況

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数			
5	株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部	名古屋市名東区猪高台1-1315	H29.3.3	H30.3.2	12ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	-	要領第4条第1項（別表第3-1）
6	日本電気株式会社 東海支社	名古屋市中区錦1-17-1	H29.3.3	H29.9.2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	-	要領第4条第1項（別表第3-1）及び第6条第3項
7	沖電気工業株式会社 中部支社	名古屋市中区錦1-11-20	H29.3.3	H29.9.2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	-	要領第4条第1項（別表第3-1）及び第6条第3項
8	日本無線株式会社 中部支社	名古屋市中区丸の内3-21-25 清風ビル3F	H29.3.3	H29.9.2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	-	要領第4条第1項（別表第3-1）及び第6条第3項
9	株式会社日立国際電気 中部支社	名古屋市中区錦3-20-27	H29.3.3	H29.9.2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	-	要領第4条第1項（別表第3-1）及び第6条第3項

平成28年度 指名停止措置状況

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数			
10	日本電気株式会社 東海支社	名古屋市中区錦1-17-1	H29. 3. 17	H30. 3. 16	12ヶ月	中部電力株式会社が発注した特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月15日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	-	要領第4条第1項（別表第3-1）、第6条第2項第2号及び同条第3項
11	富士通株式会社 東海支社	名古屋市中区錦1-10-1	H29. 3. 17	H29. 9. 16	6ヶ月	中部電力株式会社が発注した特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月15日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けた。	-	要領第4条第1項（別表第3-1）及び第6条第3項